

報 第 1 号 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： それでは、報第1号、知事の専決処分に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第1号につきまして御説明を申し上げます。

知事が、地方自治法第180条の規定により専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し、意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この専決処分に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします専決処分の内容につきましては、広島県高等学校等奨学金償還金に係る滞納者に対し、償還金及び督促手続費用を支払わなければならない旨の訴えを提起するものでございます。

広島県高等学校等奨学金償還金に係る長期滞納者の主債務者及び連帯保証人に対し、管轄の簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、3件の相手方から、適法な督促異議の申立てがあったところでございます。適法な督促異議の申立てがあったときは、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立てのときに遡って訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟に移行することとなることから、この度、訴えの提起について専決処分を行うものでございます。

教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がなく、同意することが適当であったことから、教育長が臨時に代理し、7月29日付けで同意する旨の回答を行い、同日付けで専決処分が行われたことを確認しております。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 今回の対象の支払督促があつて訴訟提起になったものということなのですが、支払督促自体の手続は、どれくらいの滞納状況であるものなのでしょうか。

江原総務課長： 督促の手続につきましては、1年以上支払いのない方に対して行っております。

中村委員： 経緯がよく理解できなかったのですが、もう一度、督促をしてから訴訟に至る経緯を御説明いただいてもいいですか。

江原総務課長： 今回の案件につきましては、これまで再三文書や電話等によって督促を行ってまいりましたが、1年以上返済がない滞納者であったことから、支払督促の申立て予告を行い、それでも何ら連絡がなかったということで、やむを得ず支払督促の申立てを行ったものでございます。これに対しまして、当該債務者が分割納付を求め、異議申立てをしたため、訴訟に移行したものでございます。

細川委員： 分割で支払う旨の異議を申し立てたということでしょうか。

江原総務課長： そのとおりでございます。

細川委員： これについては、いわゆる期限の利益を喪失し、一括返済しなければならないという状況だったということですか。

江原総務課長： 今まで分割納付をしたいという旨の申出はあったのですが、その申出に反して支払いがなかったということで、この度の状況になったということでございます。

細川委員： そういう経緯があれば、すぐ訴訟ということになり得るのでしょうかけれども、その前段として、民事では、調停になる場合もあるのですが、行政では、そういうことはしないのですか。

近藤委員： 訴えの提起については、こういう教育委員会の同意が要るものであつて、調停とか支払督促というのは同意が不要ということなのですか。

江原総務課長： まず1点目の調停という手法は採らないのかということですが、教育委員会としては、調停という方法を選択することはできますけれども、この度の案件につきましては、県側に妥協すべき点がないということから、支払督促の方が適しているということで、この手続にのっとっているということでございます。

もう1点、支払督促、調停において、この度の教育委員会の同意といった手続が要るのか要らないのかというお話だったのですが、まず、支払督促の手続につきましては、県議会の議決事件に入っておりませんから不要でございます。ただ、調停をする場合には議会の議決事件となっておりますので、必要になってまいります。

細川委員： この段階では調停は無理だというのは理解できるのですが、ここに至るまでですよね。何回も督促を出される段階で、解決を図る意味では非常に簡易な良い方法でありますので、お考えになられたらどうかとは思いますが。

江原総務課長： 実際に支払いをいただいていない債権の回収ということになりますものですから、県として妥協する部分がないということが、調停の形式を採っていないということの意味でございます。

細川委員： 今、課長がおっしゃられたような理由でしたら、それはそれで承知をしたいと思います。

志々田委員： 法律上のことではないのですが、このお金というのは奨学金ということですが、何のお金なのですか。

江原総務課長： 修学に必要な学資金の一部を貸し付けるということにしております。

志々田委員： ということは、もともと経済的に困難な家庭状況にあたり、保護者がいなくて、要は施設にいたりだとか、そういった特別な事情のあるお子さんたちだったということでしょうか。

江原総務課長： 要件といたしましては、世帯の主たる生計維持者の収入が基準額以下ということで、4人世帯で665万円以下という、そういった要件を満たす方に貸し付けているものでございます。

志々田委員： もちろん責任を持って借りたものなので、返してもらうのが当たり前のことだとは思いますが、教育委員会が貸し付けているもので、また、こういう性質のもので、なるべく穏便に、落ち度がないのはとてもよく分かっていますし、お金のことなので、そんな温情でどうのこうの言うてはいけないのかもしれないですけど、元々のお金の性質が何だったのかということ踏まえて対応していただくと良いのかなと、教育委員としては思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。